

○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例

(昭和30年3月25日佐賀県条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、県議会議員（以下「議員」という。）の受ける給与及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 議員の受ける給与は、議員報酬及び期末手当とする。

第3条 前条に規定する議員報酬の月額、次の表のとおりとする。

区分	議員報酬の月額（円）
議長	990,000
副議長	860,000
議員	800,000

2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、外国旅行の場合における旅費のうち支度料については、支給しない。

2 前項の旅費の額は、議長にあっては、知事の受ける旅費に相当する額、副議長及び議員にあっては、副知事の受ける旅費に相当する額とする。

3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会若しくは協議等の場（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会若しくは協議等の場の期間において、出席した日（休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。）1日につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額（議会審議上の必要により宿泊する場合にあっては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）別表第1に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額）の日額旅費とする。

区分	日額旅費
居住地から招集地までの路程が4キロメートル未満の場合	3,000円
居住地から招集地までの路程が4キロメートル以上の場合	3,000円に往復の路程1キロメートルにつき37円を加えた額

(支給方法)

第5条 旅費は、その居住地から通常の間路により計算する。

第6条 給与及び費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の間による。